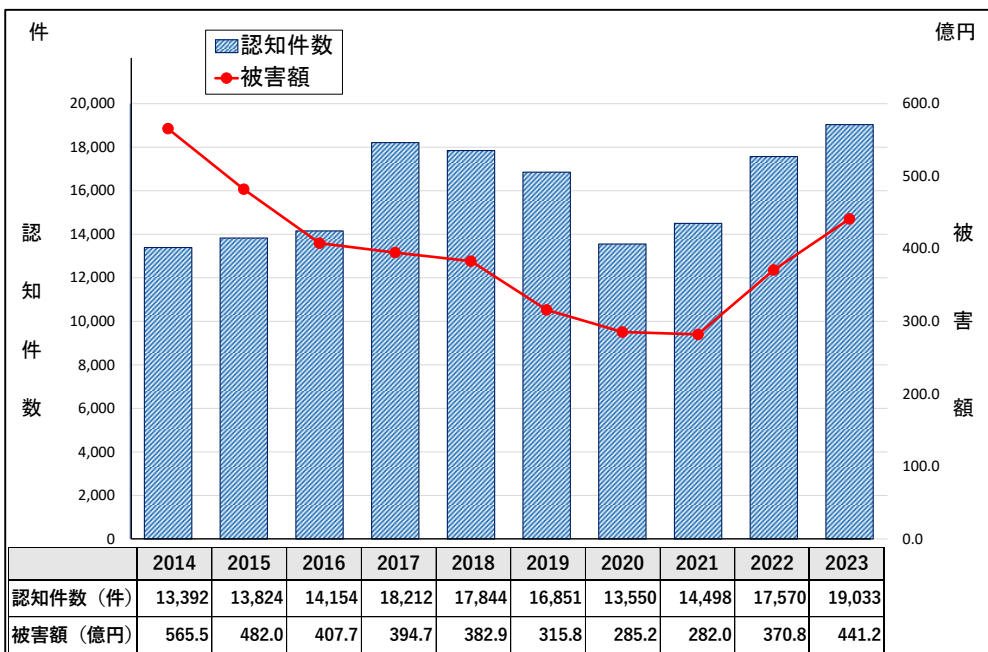




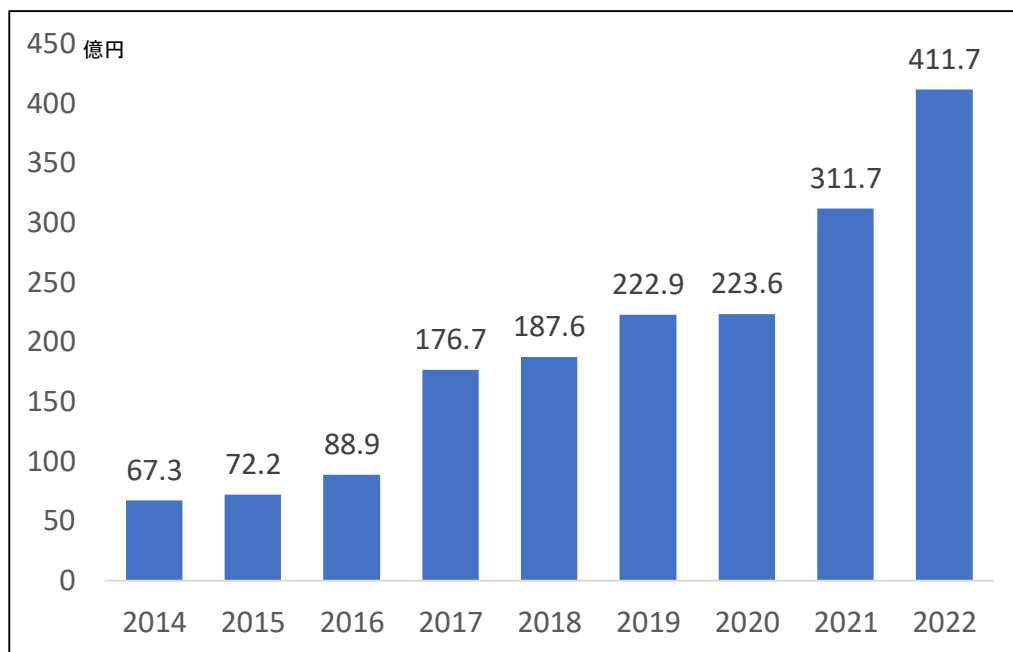
ICTサービスの不適正利用対策 を巡る諸課題について

令和6年2月26日
総合通信基盤局

- **特殊詐欺**とは、**被害者に電話をかける**などして対面することなく信頼させ、現金等をだまし取る犯罪をいい、手口が多様に存在。**令和5年の被害総額※は441.2億円（前年比19%増）**。※警察庁調べ
- **フィッシング詐欺**とは、実在する企業・金融機関などを装って、**電子メールやSMSを送信する**などしてリンクから偽サイトに誘導し、ID・パスワード等を入力させ、個人情報等を詐取する犯罪をいう。**令和4年のクレジットカード番号盗用被害額※は411.7億円（前年比32.1%増）**。※日本クレジット協会調べ
- いずれも深刻な状況であり、国内外の特殊詐欺等の犯罪の状況を踏まえ、ICTサービスの不適正利用への対処のため、議論を行う必要がある。



特殊詐欺被害額の推移（警察庁調べ）



クレジットカード番号盗用被害額の推移（日本クレジット協会調べ）

- 電話悪用と対策はいたちごっこ。犯罪者は、一つの手口をふさぐと次の手口に移っていく。

【携帯電話】 手軽に利用できる携帯電話を悪用した手口がまず発達

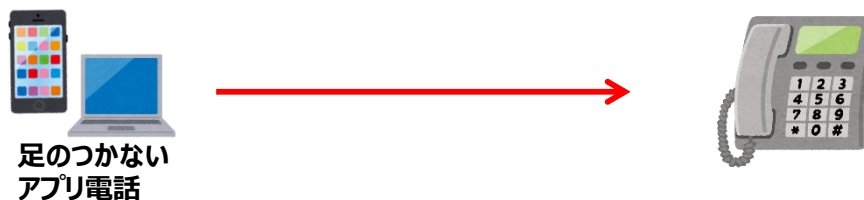


【電話転送】 電話転送サービスを悪用し、03番号等を表示させて信用させる手口が発達



【050IP電話】 本人確認義務のない050IP電話を悪用する手口。

最近では、海外経由の通信サービスなど、着信時に電話番号が表示されないものを悪用した犯行も確認されている。



特殊詐欺対策について、総務省は電話を所管する立場から、以下の3本柱で、電話の悪用対策を実施

対策の柱① 携帯電話不正利用防止法（携帯電話利用者の本人確認）の執行

対策の柱② 犯罪収益移転防止法（電話転送サービス利用者の本人確認）の執行

対策の柱③ 電話番号の利用停止措置の運用

①携帯電話不正利用防止法の執行

（2006.4施行（レンタルは2008.12より対象））

- 携帯電話の契約時の本人確認を義務付け
- 総務大臣は、本人確認義務を履行していないキャリアショップ等に対して是正命令を発出

②犯罪収益移転防止法の執行

（2008.3施行（電話転送は2013.4より対象））

- 電話転送サービス事業者等に対して、顧客等の本人確認を義務付け
- 国家公安委員会からの意見陳述も踏まえ、総務大臣は、義務違反の事業者に対して是正命令を発出

③電話番号の利用停止措置の運用

（TCA 2019.9開始／JUSA 2022.12開始）

- 総務省から事業者団体（TCA・JUSA）への通知に基づき、県警等からの要請に応じて、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止、悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否を実施。

これまでの経緯

- 平成17年4月、議員立法により「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」が成立。(平成17年法律第31号)
- 「レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等」を内容とする改正法が平成20年6月成立。同年12月から施行。

携帯電話不正利用防止法の概要◇ **契約者の管理体制の整備の促進 及び 携帯音声通信サービスの不正利用の防止のため、以下を措置****1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等**

- ・ 携帯電話事業者及び代理店に対し、① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

2. 警察署長からの契約者確認の求め

- ・ 警察署長は、犯罪利用の疑いがあると認めるときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることが可能。また、本人確認に応じない場合には、携帯電話事業者は役務提供の拒否が可能。

3. 貸与業者の貸与時の本人確認義務等

- ・ 相手方の氏名等を確認せずにレンタル営業を行うことを禁止。① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

4. 携帯電話の無断譲渡・譲受けの禁止

- ・ 携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡することを禁止。

5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定(平成20年3月1日施行)。
- 特定事業者^(※)に対して、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を義務付け。
※ 金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、弁護士、司法書士、公認会計士等(特定事業者により義務等は若干異なる)。
総務省関係では、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、行政書士、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が該当。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の概要

◇ 特定事業者に対して、以下の事項について義務づけ。

1. 取引時確認義務

- ・ 運転免許証等の公的証明書等による顧客等の①氏名・名称、②住居・本店又は主たる事務所の所在地、③生年月日、④取引を行う目的、⑤職業・事業内容、⑥実質的支配者の確認を義務づけ。
- ・ マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引(ハイリスク取引)については、上記確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認も義務づけられている。

2. 確認記録の作成・保存義務

- ・ 取引時確認を行った場合には直ちに確認記録を作成し、当該契約が終了した日から7年間保存することを義務づけ。

3. 取引記録の作成・保存義務

- ・ 特定業務に係る取引を行った場合若しくは特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等が行われた日から7年間保存することを義務づけ。

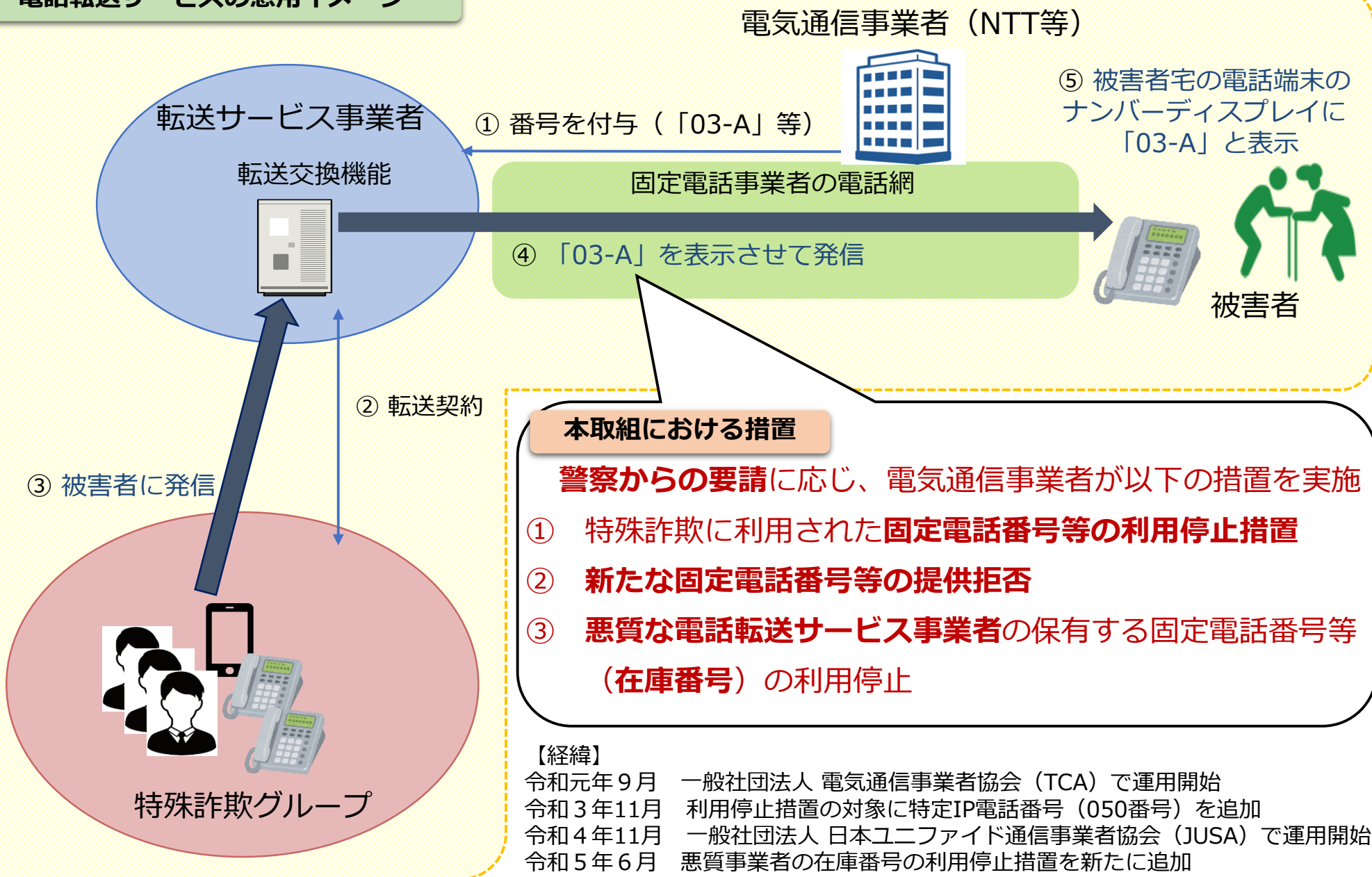
4. 疑わしい取引の届出

- ・ 特定業務に係る取引について、①当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、②顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合に、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行うことを義務づけ。

5. 取引時確認等を的確に行うための措置

- ・ ①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるとともに、②使用人に対する教育訓練の実施、顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定、顧客管理措置の責任者の選定等の措置を講ずるよう努めなければならない(努力義務)。

電話転送サービスの悪用イメージ



※令和5年3月17日 犯罪対策閣僚会議決定

現状

- 「闇バイト強盗」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口等を特徴とする一連の強盗等事件が広域で発生。
- 被害者の大部分が高齢者である特殊詐欺の認知件数は、令和3年以降、増加しており、また、その被害額は、令和4年、8年ぶりに増加。

➔ こうした情勢を受け、国民の間に不安感が拡大する中、この種の犯罪から国民を守るため、一層踏み込んだ対策として「**SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン**」を策定

プランの概要

1 「実行犯を生まない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発
- 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

- 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化
- 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進
- 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化
- 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化
- 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止
- 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

3 「被害に遭わない環境を構築する」ための対策

- 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携
- 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援
- 高齢者の自宅電話番号の変更等支援
- 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策
- 現金を自宅に保管させないようにするための対策
- パトロール等による警戒

4 「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策

- 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進
- 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携
- 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」 に基づく総務省の施策の進捗状況

既に実行に移した施策

※令和5年6月16日 犯罪対策閣僚会議 総務大臣発表資料

➤ 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

- ・『インターネットトラブル事例集2023年版』に「闇バイト」等に関する注意喚起を掲載。教育委員会、PTA等の関係機関に周知して教育・啓発。（3月）

➤ ナンバーディスプレイ等の普及拡大

- ・高齢者が悪質電話に出ないようにする観点から、総務省からNTT東西に対し、ナンバーディスプレイ等の普及拡大について要請。これを踏まえ、NTT東西において、ナンバーディスプレイ等の無償化を実施。（5月）

準備・検討を進めている施策

現時点で実施済

➤ 050アプリ電話の契約時の本人確認の義務化

- ・特殊詐欺への悪用が特に多く確認されている「050アプリ電話」について、契約時の本人確認を義務化する制度改正を準備。【総務省令の改正】

➤ 悪質な電話転送事業者の在庫電話番号の一括利用制限

- ・悪質な電話転送事業者が保有する固定電話番号等（在庫電話番号）の利用を一括して制限するスキームの改正を準備。【業界団体への要請文書の改正】

➤ 携帯電話の契約時の本人確認におけるマイナンバーカードの活用

- ・本人確認書類の券面の偽変造による不正契約を防ぐ観点から、携帯電話の契約時の本人確認におけるマイナンバーカードの公的個人認証の活用に向け、業界団体との協議を実施。

➤ SMS機能付きデータ通信専用SIMカードの悪用対策

- ・SMS機能付きデータSIMの悪用の実態について、携帯電話キャリアやSMS配信事業者に対して調査を実施。悪用の実態の分析結果を踏まえて対策を検討。



更なる対応が必要

- **SMS**は、電話番号だけで送信が可能であり、開封率が高いため、数多くの事業者において、**SMS認証や簡易な連絡手段として活用**されているが、その特徴を悪用し、**フィッシング詐欺メッセージの送信にも多く利用**されている。
- 一部キャリア（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）において、**デフォルトオンのSMSフィルタリングが導入**（令和4年）されており、文面等を分析したうえで、危険だと判断されるものはブロックされているが、それをかいくぐって届いてしまうものも少なくない。
- 事業者ヒアリングの結果、スミッシングのメッセージについては、そのほとんどが**マルウェアに感染したスマートフォンから発信されているのではないかと指摘**されている。

クリックすると、詐欺サイトに誘導され、金銭を詐取したり、マルウェアに感染させたりする。



スミッシングの実例
（当課職員受信）



SMSからマルウェア感染のイメージ
（マクニカHP引用）

- 特殊詐欺やフィッシング詐欺等のICTサービスの不適正利用への対処に関し、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討する

論 点

① 特殊詐欺対策

1. 特殊詐欺被害が引き続き深刻な状況。「足のつかない電話」の発生抑止のため、本人確認書類の偽変造への対応など、本人確認の実効性の向上※に関して取り組むべき事項はあるか。

※非対面契約でのマイナンバーカードの公的個人認証の活用等

2. 特殊詐欺に悪用された電話番号の利用停止スキームが効果をあげていることから、本スキームの適用事業者の拡大※に向けて取り組むべき事項はあるか。

※業界団体に加盟していない事業者等

② SMSによるフィッシング詐欺（スミッシング）対策

1. SMSを利用したフィッシング詐欺（スミッシング）の被害が拡大する中、スミッシングメッセージの発信元※への警告など、実効性ある対応策はあるか。

※マルウェアに感染したスマートフォンの利用者など

今後のスケジュール（案）

